

東京都板橋区農業委員会

第24期第22回定例総会議事録

令和4年4月25日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室 (赤塚庁舎3階)

第 24 期第 22 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 4 年 4 月 2 5 日（月）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 0 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1		5	本橋 政春	9	木村 博之
2	染宮 利章	6	安井 一郎	10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	

議 事

1 協議事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)
- (2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査 (資料2)
について
- (3) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請 (資料3)
について 2件

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料4)
合計5件 (内訳：4条関係5件、5条関係0件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料5)
- (3) 農業スキル育成講習の実施について (資料6)
- (4) 令和4年度板橋区農業関係予算概要について (資料7)
- (5) 農業委員会だより(案)について (資料8)

3 次回日程

日 時 令和4年5月25日(水) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	安井 一郎	委員
	春日 實	委員
出席係員	藤原 仙昌	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	古木 輝	書記
	梅宮 崇	書記

事務局 長	<p>只今より、第24期第22回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、安井一郎委員、春日實委員を指名させていただきます。</p> <p>それでは、協議事項（1）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>それでは、1ページ、資料1をご覧ください。土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。</p> <p>生産緑地番号は41番、土地の所在は蓮根二丁目25番3、25番18の2筆で、面積は合計で2,830平方メートルです。4月15日に、本橋政春委員に現地を確認していただいております。おおむねの位置は、下の案内図でお示ししておりますが、蓮根保育園の南側です。現地の状況をご覧ください、問題がなければ、2ページの証明書の発行をしたいと思います。引き続き、現地の詳細について、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>ジャガイモ、ソラマメ、絹さや、かぶ、パクチー等が植えられていました。証明書の発行にあたり問題はないと考えております。ご説明は以上となります。</p> <p>現地確認をしていただきました本橋委員、現地の状況はいかがでしたでしょうか。</p>
本 橋 委 員	<p>草が生えている状況ではありましたが、ビニールハウスにトラクター等が綺麗に整備されていて、問題はないと思います。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、証明書の発行をお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議事項（2）都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>こちらは書記からご説明させていただきます。</p>
書 記	<p>3ページ、資料2と別にお配りしてあるパンフレットを併せてご覧ください。徳丸四丁目の生産緑地、生産緑地番号107の一部について、</p>

	<p>申請者が、農地の所有者から借り受け、北野小学校の学童農園として使用するという申請が4月7日に区にございました。貸借を行う生産緑地の所在地は、4ページの案内図のとおりで、北野小学校の北西側、赤塚第一中学校の北側でございます。5ページから11ページが事業計画書、12ページ、13ページが土地の使用貸借契約書となっております。</p> <p>農業委員会において審議すべき項目については、パンフレットの2ページをご覧ください。本件の借受人は区立小学校であり、借受人欄の「J・A・区市」に該当するため、認定要件①の項目を満たしているかを確認することとなります。</p> <p>それでは要件①、「都市農業の有する機能の発揮に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行う」についてです。下の表に具体的な基準が示されておりまして、基準1の(1)から(4)のいずれかと、基準2に該当することが必要となります。それでは、資料6ページの項目3をご覧ください。記載の内容は、学童が農業体験を行うこととなっておりますので、基準1の(2)を満たしております。また、資料6ページの下、具体的な事業内容を記載する箇所に、所有者は借主が適切に営農しているかの確認及び周辺住民からの相談対応を40日以上行う旨記載があり、貸付人の年間農業従事日数が借受人の1割以上従事する計画となっておりますので、基準2の項目も満たしております。</p> <p>現地の状況は、画面をご覧ください。今回、貸借される箇所は、道路に面しているところで、マルチシートが敷かれていました。</p> <p>以上、要件と現地の状況を確認いたしました。問題がないようでしたら、14ページのとおり、農業委員会会長から板橋区長あてに当該事業計画が適正であると決定した旨を回答させていただきたいと思っております。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。 こういった形で学校に貸している例は他にもありますか。</p>
書 記	<p>ございます。円滑化法を利用した貸借はこちらの1件だけですが、農地法第3条の規定による生産緑地ではない、通常の農地の貸借が2件ございます。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問等ございますが。 特にないようですので、審査結果の回答をお願いいたします。 続きまして、協議事項(3)板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>15ページ、資料3をご覧ください。今回2件の申請が出ております</p>

	<p>ので、順にご説明させていただきます。</p> <p>1 件目です。申請者の氏名及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は「農業省力化事業」で事業内容は「農機具の購入」となっております。施行場所は記載のとおりで、申請者の区内所有農地面積は12.59アールとなっております。事業経費は139万円申請金額は46万3千円です。一枚おめくりいただいて17ページは事業計画となっております。19ページが見積書。20ページから27ページまでが製品のカタログです。28ページに本補助制度のメニューや条件などがまとめられておりますが、事務局といたしましては条件に合致しているものと判断しております。</p> <p>問題がないようでしたら、29ページにあります補助金交付についての答申を、板橋区長あてに出したいと考えております。</p> <p>次に30ページをご覧ください。2件目の申請となります。申請者の氏名及び住所は記載のとおり、対象事業は「農業省力化事業」で事業内容は「農機具の購入」となっております。施行場所は記載のとおりで、申請者の区内所有農地面積は36.16アールとなっております。事業経費は49万円、申請金額は16万3千円です。32ページをお開きいただくと事業計画となっております。本年5月に購入する計画となっております。34ページが見積書、35ページから38ページまでが製品のカタログです。事務局といたしましては本件についても条件に合致しているものと判断しております。</p> <p>問題がないようでしたら、40ページにあります補助金交付についての答申を、板橋区長あてに出したいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
農政担当係長	<p>令和4年度の残額はどうなっていますか。</p>
農政担当係長	<p>今回2件の申請をいただいておりますが、今年度の予算が昨年と同様で、189万円の予算を確保しておりますが、今回2件の申請で合計しますと62万6千円活用することとなり、この他に相談を受けている案件が3件ほどございまして、合計で184万2千円ほどの補助金の支出の予定がございます。今年度の予算残額は現時点で4万8千円という状況でございます。</p>
会 長	<p>そのあとに申請が来た場合はどうしますか。</p>
農政担当係長	<p>補正予算で対応する方法もありますが、予算措置されるのが年明けの3月になってしまう関係で、もし先送りが可能であれば、翌年度に伸ばしていただけないか相談させていただきたいと思っております。</p>

<p>会 長</p>	<p>他にご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、2件の申請をお願いいたします。 続きまして、報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>それでは41ページ、資料4をご覧ください。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。こちらにつきましても、令和4年3月11日から4月10日までに届出があったもので5件ございます。 専決番号1、土地の所在が赤塚五丁目704番1、704番2の2筆です。登記簿上の地目はどちらも畑、現況はどちらも不耕作地です。面積は合計547㎡で転用の目的は共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は42ページの上の案内図で専決番号1記載としているところで、赤塚農業体験農園の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和4年3月着工、令和4年9月完了予定、重量鉄骨造3階建て1棟、共同住宅の建築予定となっております。ご説明は以上となります。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>続きまして専決番号2、土地の所在が成増五丁目343番1。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は515㎡で転用の目的は共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は42ページの下の方の案内図で専決番号2と記載しているところで、成増五丁目公園の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は木造2階建て1棟の共同住宅となっており、現況に対する届出でございます。ご説明は以上となります。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>続きまして専決番号3、土地の所在が西台二丁目1630番1、1631番1の2筆です。登記簿上の地目はどちらも畑、現況はどちらも不耕作地です。面積は合計1037㎡で転用の目的は共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置ですが43ページの上の方の案内図で専決番号3と記載しているところで、志村第五小学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和3年11月着工、令和4年4月完了予定、鉄骨造2階建て1棟、隣地と共に使用して共同住宅の建築予定</p>

事務局 長	<p>となっております。ご説明は以上となります。</p>
事務局 長	<p>続きまして専決番号4、土地の所在が蓮根二丁目35番4、6、7の3筆です。登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計5284㎡で転用の目的は駐車場・店舗でございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置ですが43ページの下の案内図で専決番号4と記載しているところで、西台中学校の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は不耕作地となっております、令和4年6月着工、令和5年3月完了予定、隣地と共に使用して、鉄骨造2階建て1棟の店舗と120台収容予定の駐車場の建築予定となっております。ご説明は以上となります。</p>
事務局 長	<p>続きまして専決番号5、土地の所在が徳丸六丁目17番25。登記簿上の地目は畑、現況も畑です。面積は274㎡で転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置ですが44ページの案内図で専決番号5と記載しているところで、徳丸六丁目第一区民農園のあたりです。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は畑となっております、令和4年8月着工、令和4年12月完了予定、木造2階建て1棟、個人住宅の建築予定となっております。ご説明は以上となります。</p>
会 長	<p>4条関係5件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは45ページ、資料5をご覧ください。</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。こちらにつきましては、令和4年3月11日から4月10日までに照会があったもの2件でございます。2件は隣接した土地ですので、続けてご説明させていただきます。</p> <p>番号1、土地の所在が成増四丁目592番1、588番2、592番2、588番4の4筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、面積は合計543.85㎡で、現況はいずれも非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。続いて番号2、土地の所在が成増四丁目588番1、3の2筆で、登記簿上の地目はどちらも畑、面積は合計214</p>

<p>書記</p>	<p>m²で、現況はいずれも非農地でございます。</p> <p>この2件について調査したところ、どちらもすでに令和3年2月に農地転用届出が出ておりまして、令和3年2月の定例総会でもご報告しておりますので、その旨を3月18日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置ですが45ページの下の図、番号1・番号2と記載しているところで、赤塚第二中学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p> <p>現況は木造2階建ての共同住宅が2棟建っております。画面左側の建物が番号1番、右側の建物が2番で、いずれも非農地である旨を法務局に回答しております。ご説明は以上となります。</p>
<p>会長</p>	<p>ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(3)農業スキル育成講習の実施について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>こちらは農政担当係長からご説明させていただきます。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>それでは46ページ、資料6をご覧ください。</p> <p>今回、農業委員の皆様には、初めてご説明させていただきます事業でございますが、平成30年に成増農業体験学校を開設しまして、農業における支援者などの人材育成に取り組んでいるところですが、成増農業体験学校を卒業した次の行先といたしますか、次のステップということで、中級者向けの講習を行うものでございます。</p> <p>この事業の背景からご説明いたしますと、農業従事者の担い手や後継者の人材育成を目的に、成増農業体験学校を開校しましたが、農業の担い手や支援者を育成するには、長い年月が必要であり、短期間で農業支援者を育成できるものではないことを認識しました。一方で、子どもさんを対象とした区が実施しています収穫体験事業は、区民農園農芸指導員の会の10名の地元農家さんに農業体験農園の圃場管理を担っていただいておりますが、指導員の会の皆様もだいぶ高齢になられていまして、今後、引き続き圃場管理を担っていただく他の農業者の見通しがついていないことから、人材を育成しなければ、事業継続ができなくなってしまう、と危惧しています。そこで、成増農業体験学校を修了した方を対象に、レベルアップした講習を行い、その人材を育成していこう、ということで、今回始めた事業でございます。</p> <p>実施期間は毎年4月～翌年2月までの概ね1年間、講習実施場所は赤塚五丁目にあります農業体験農園で、年間20回程度の実技講習を実施いたします。本講習は区内農業者の指導による実践的な実技指導を行う</p>

	<p>こととしておりまして、講師を担っていただける方がなかなか見つからず、最終的には、農業委員の染宮委員に受けていただけることになりました。資料47ページが一番上になりますが、受講対象としましては、成増農業体験学校の通年型講習を修了した方や、区内農業者から推薦された方としています。続きまして(8)令和4年度実施状況で、今年度の受講生でございますが、過去4年間実施しました成増農業体験学校通年型講習の修了者32名へ、レベルアップした講習を実施する旨、通知した結果、4名の応募がございまして、この4名の方で4月16日(土)から実施しているところでございます。それから参加者の受講料は成増農業体験学校の通年型講習と同じで、年間2万円。事業経費としましては、農業資材、種・苗、肥料、薬剤、講師謝礼等で70万4千円を予定しています。続いて(10)農のサポーターの選考と記載していますが、今回の農業スキル講習終了後、板橋区農のサポーターの選考を実施するとしていまして、板橋ふれあい農園会会長、板橋区民農園農芸指導員の会会長、赤塚支所長の合議により農のサポーターの選考を行う予定です。この農のサポーターに認定した方には、区が実施しております収穫体験事業の農作物の育成や、学校給食食材の出荷などを目指していきたいと考えています。</p> <p>今回の農業スキル育成講習並びに農のサポーター制度は、別途お配りしました冊子「板橋区産業振興事業計画2025の64ページの下段に記載しておりますが、この事業計画2025に位置付けた取り組みとして、実施するものでございます。</p> <p>今回、作付け日程などぎりぎりのスケジュールの中、やっとなりになった関係で、定例総会へのご報告が実施後になってしまい、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>ご説明は以上でございます</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 これは毎年1年毎ですか。</p>
農政担当係長	<p>今のところ年間を通じた講習を行い、習得具合や状況を見て、農のサポーターへの認定を判断させていただき、ご希望があればまた、翌年も受講していただくことも考えております。</p>
会 長	<p>新規事業ですよね。 やりながら改選ですね。宜しく申し上げます。 続いて報告事項(4)令和4年度板橋区農業関係予算概要について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>それでは48ページ、資料7をご覧ください。こちらは農業関係の当</p>

	<p>初予算の前年との比較表でございまして、歳入・歳出・職員人件費の3つに分けた形でお示ししております。それでは上の表の歳入でございますが、表の一番下、合計欄をご覧ください。令和3年度は、2,349万5千円でしたが、4年度は2,261万7千円となりまして、87万8千円のマイナスとなっています。</p> <p>主な要因でございしますが、雑入の部分で、2番の区民農園利用料は、区画数の減によるもの、8番の農業まつり出店参加料は、従来通りの開催規模に戻すことを想定したことに伴う出店数の増によるものでございます。</p> <p>続きまして真ん中の表は歳出でございまして、表の一番下、合計欄をご覧ください。令和3年度は、6,678万9千円でしたが、4年度は7,595万8千円となりまして、916万9千円のプラスとなっています。</p> <p>主な要因でございしますが、農業委員会費の3番、事務諸経費については、昨年度は予算計上しなかった、農業委員視察の経費を令和4年度は計上したことによるプラス。農業振興経費の1番、農業振興対策費は農業スキル育成講習経費約70万円を新たに計上したことによるプラスなど。それから3番の農業まつり実施経費は、従来通りの開催規模に戻すことを想定したことによるものでプラス746万1千円。5番の板橋ふれあい農園運営経費は、七草がゆの集いの実施想定でプラス60万6千円でございます。また、6番の農業体験学校の運営経費については、令和3年度の委託実績を令和4年度予算に反映させたことによる123万6千円の減となっております。</p> <p>続きまして一番下の表は、職員人件費でございしますが、時間外勤務手当がプラス192万8千円になっています。これは、農業まつり開催規模を従来通りの想定にすることによって、応援職員の人数も増加することによりプラスになったものです。</p> <p>ご説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 農業まつりは今年はやりますか。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>コロナが収束していかないこの状況下でまるっきり同じ形での開催方法は厳しい状況ではありますが、できる限り方法を考えながら開催できればと考えております。実質半年前ですので、できるだけ早く方向性を示していきたいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項(5)農業委員会だより(案)について、事務局より</p>

事務局 長	<p>説明をお願いいたします。</p> <p>こちらは書記からご説明させていただきます。</p>
書 記	<p>49ページ、資料8をご覧ください。農業委員会だより第63号についてです。農業委員会だよりは、年2回発行し、区内農業者、関係団体、区役所の関係部署に配付しております。</p> <p>49ページの1面では、令和4年度から開始となりました「農業スキル育成講習」の写真と令和4年度の都市農業振興イベントの開催予定を掲載しております。ページをおめくりいただいて50ページの2面では、第61回企業的農業経営顕彰と令和3年度農業功労者等表彰の記事を掲載しております。写真右から、田中清様は農業功労者として表彰されました。染宮利章様ご夫妻は第61回企業的農業経営顕彰において、東京都農業会議会長賞と合わせて、板橋区からは初となる全国農業会議所会長賞を受賞されました。佐藤英行様は東京都農業会議会長感謝状を受賞されました。おめでとうございます。となりのページに移りまして51ページの3面では令和4年度から開始となりました農業スキル育成講習と農業委員への女性登用の推進についての記事を掲載しております。ページをおめくりいただいて、52ページの4面では、区民農園用地の募集と農地法第3条の届出について、農業者年金についての記事を掲載しております。ご説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>農業委員会だよりは何部発行しますか。</p>
書 記	<p>300部発行いたします。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>その他（1）茶摘み体験学習事業について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>こちらは農政担当係長からご説明させていただきます。</p>
農政担当係長	<p>それでは53ページ、資料9をご覧ください。</p> <p>茶摘み体験学習事業は、近隣の小学生を対象にお茶摘み体験を通じて、身近な農地・農業を感じてもらふことや、食育活動の一環として毎年実施している事業です。昨年度はコロナの影響で子どもたちのお茶摘みはできませんでしたが、各学校へ確認しましたところ、今年は是非参加したいとののご意向でございましたので、現時点におきましては、</p>

	<p>子どもさん方にもお茶摘み体験にご参加いただく予定です。実施日でございますが、お茶摘みは88夜に摘んだ茶葉がおいしいとされておりまして、今年は5月2日（月）と言われていたのですが、参加予定の小学校と日程調整した結果、5月6日（金）の午前中を予定しております。実施会場は、徳丸八丁目、田上さん所有の茶畑で、参加予定の小学校は記載の近隣小学校5校です。当日は、生産者の農家さんにお茶の摘み方などを教えてもらいながら、実施いたします。また、子どもたちに摘んでもらったお茶は、所沢の業者に製茶してもらい、6月初旬にご参加いただいた子どもたちへ、学校を通じて配布する予定です。なお、万が一緊急事態宣言等が発せられた場合については、各学校と相談の上となりますが、昨年同様に、生産者の農家さん、農家さんの協力者の方、援農ボランティア、職員等でお茶を摘んで、参加予定だった各学校の児童へ配布、といったこともやむを得ないと考えています。</p> <p>ご説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
<p>安 井 委 員</p>	<p>実施日が6日で午前の9時から11時の2時間の間に児童数が約500名。時間差や学校間のローテーション等は考えていますか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>お茶の植えてある列が2列と奥に1列ありますが、各学校さんに積んでいただく場所はあらかじめ決めさせていただきまして、時間をずらしておいでいただくように現在調整をしておりますので、なるべく場所が重ならないような形でおいでいただきたいと思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>わかりました。他にございますか。</p> <p>その他（2）さつきフェスティバルの実施について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは農政担当係長からご説明させていただきます。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>それでは一番後ろの54ページ、資料10をご覧ください。</p> <p>昨年度はさつきの展示のみ実施いたしましたが、今年度は、従来規模に戻した内容で実施したいと考えております。実施日は、令和4年5月16日（月）～19日（木）の4日間で、実施場所は、区役所本庁舎1階のイベントスクエア等です。催物といたしましては、さつきの展示、植木市、板橋ふれあいマルシェによる区内産農産物の販売、それからさつきの販売を予定しております。また、例年実施しておりましたさつきの手入れ教室などの園芸教室についてですが、講師と受講生が密接になる場面もありますので、残念ですが中止とさせていただきました。また、</p>

会 長	<p>このさつきフェスティバルには、農業委員の皆様にもご協力いただいております。さつきの展示には榎本委員、板橋ふれあいマルシェによる区内産農産物の販売には、山口会長、會田会長職務代理、染宮委員にご協力いただきますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ご説明は以上でございます。</p> <p>ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします ないようですので、これをもちまして第22回定例総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時間 午後2時50分)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <ul style="list-style-type: none">・ 運営委員会 5月17日(火) 午後2時00分・ 定例総会 5月25日(水) 午後2時00分
--------	--